

(先着順) 随時売却手続きの流れ

必ず現地及び物件調書、契約内容、諸規制等をご承知のうえ、申込みしてください。
なお、売却価格等については入札（公売）を行った時と同じ条件となります。

① 申込書など必要書類の提出

- ・ 申込書を先着順で提出された方 1 名様に限り申込者として受付します。
- ・ 申込みにあたっては、所定様式「普通財産売払申込書」及び「誓約書」をご使用のうえ、必ず申込書等を持参してください（郵送による申請は受付できません）。
- ・ 申込書類等に不備がある場合には、受理できませんので、ご注意ください。
- ・ 申込書及び誓約書、添付書類は、物件毎に提出してください。（物件毎に原本が必要となりますので、ご注意ください。）

〔申込書類及び添付書類〕

- ☐ 普通財産売払申込書
- ☐ 誓約書 ※法人の場合は、「役員一覧表」を添付
- ☐ 住民票（抄本） ※法人の場合は、法人登記履歴事項全部証明書
- ☐ 印鑑登録証明書 ※法人の場合は、「印鑑証明書」
- ※この他、必要に応じて追加書類の提出等を求める場合があります。

② 資格審査

- ・ 申請者の資格審査に一定の日数を要します。
（申込書及び添付書類に記載された個人情報については、警察当局へ情報提供する場合があります。）

③ 売却の決定

- ・ 審査のうえ売却相手方を決定した後、書面（又は電話連絡）により決定をお知らせします。

④ 売買契約の締結

- ・ 売買相手方が決定した日から 30 日以内に売買契約を締結します。
（30 日目が土日・祝日の場合は、翌開庁日までとなります。）
- ・ 契約書は丹波市で用意します。
- ・ 契約締結時、契約保証金として売買代金の 100 分の 10 以上の金額（契約保証金）を納付していただきます。
- ・ 契約書に使用する印鑑は、実印となります。
- ・ 契約書 2 通のうち 1 通に貼付する収入印紙は、買受者の負担となります。
- ・ 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

⑤ 売買代金の支払い



- ・ 契約締結時に売買価格の 100 分の 10 以上の契約保証金を納入し、残額は丹波市が発行する納入通知書により契約締結日から 60 日以内に納付する方法とします。

⑥ 所有権の移転

- ・ 売買代金全額の納入が確認できたら、所有権移転に必要な登記書類等を交付します。登記手続きについては、買受者にて行うことになります。

《登記手続きに必要な主なもの》

＊ 収入印紙（登録免許税相当額）

＊ 住民票 1 通（登録される本人の抄本）

- ・ 所有権移転登記完了後、丹波市に登記事項証明書（1 部）＜写し可＞を提出ください。

以上で手続きは完了です。

● 提出いただく申込書類・添付書類について

☐ 普通財産売払申込書

- ・提出される日の日付をご記入ください。
- ・「(申請者)」欄に申込者様の住所及び氏名をご記入のうえ、押印ください。
- ・代理人による申込手続きをされる場合は、「(代理人)」欄に代理人の住所及び氏名をご記入のうえ、押印ください。
- ・「売払申込者」欄に、申請者様の住所及び氏名をご記入ください。
- ・「売払いを受けようとする理由（利用計画など）」欄に理由をご記入ください。

☐ 誓約書

- ・提出される日の日付をご記入ください。
- ・「(買受申込者)」欄に申請者様の住所及び氏名をご記入のうえ、押印ください。
- ・法人の場合、「役員一覧表」の添付をお願いいたします。

☐ 住民票（抄本）

- ・売払申請日の3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

☐ 法人登記履歴事項全部証明書 ※法人の場合

- ・売払申請日の3ヶ月以内に発行されたものに限りします。

☐ 印鑑登録証明書

- ・売払申請日の3ヶ月以内に発行されたものに限りします。
- ・法人の場合は、印鑑証明書の添付をお願いいたします。

☐ 委任状（※必要に応じて）

- ・代理人による申請手続きをされる場合は、「代理人の住所及び氏名」「提出日」「委任者の住所及び氏名（+押印）」をご記入ください。

☐ その他

- ・このほか必要に応じて追加書類の提出等を求める場合があります。
- ・申込者からご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

● 留意事項

- (1) 売買物件はすべて現状有姿による引き渡しとなります。なお、提供しており

ます市有地公売広報と現況が異なる場合は、現況が優先します。

- (2) 物件の購入の検討に当たっては、市有地公売広報の他、現地、諸規制、契約内容について、必ず、申込者ご自身で確認をお願いいたします。
- (3) 物件の売払申込みに当たっては、この案内で示されたもののほか、市有地公売に付した際の条件を承継することとします。
- (4) 売払申込のために提出された書類等に記載された個人情報、原則として、売払事務のみに使用し、その他の目的には一切使用しません。ただし、契約相手方に必要な資格の確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

●申込先（問い合わせ先）

丹波市財務部資産活用課管財係（丹波市役所 2 階）

〒669-3692

兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀 1 番地

電話 0 7 9 5 - 8 2 - 0 0 2 9（直通）